③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、申請時の日以前に３か月以上の雇用関係があることを確認できる資料を必ず添付すること。

⑿　共同企業体の場合の代表者以外の構成員及び経常建設共同企業体の場合の上記⑾②ただし書きの記述に該当する構成員以外の構成員については、上記①に定める国家資格を有し、③及び④の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

⒀　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。また、「独立行政法人日本スポーツ振興センター競争参加者の資格等に関する細則」（平成15年度細則第35号）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。

⒁　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）及び監理業務の受託者（受託予定者を含む。）又は当該受託者（当該受託予定者を含む。）と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒂　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⒃　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれらに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」、「技術提案書」及び「企業の施工体制」をもって入札を行い、次のア、イの要件に該当する者のうち、３⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とする。「加算点」は、下記⑶①から③の評価項目において資料及び技術提案書の内容に応じ、最高31点を与える。「施工体制評価点」は、下記⑶④の評価項目において、企業の施工体制に応じ、最高30点を与える。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては、「加算点」を減ずる場合がある。

②　「加算点」の算定方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記⑶①から③の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。なお、下記⑶③において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目

①　ワーク・ライフ・バランス等の推進
・ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

②　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画
・近隣に対する騒音・振動の抑制等
・建設現場や本施設周辺の安全対策

③　工事全般の施工計画
・施工上配慮すべき事項等の技術的所見

④　企業の施工体制
・品質確保の実効性
・施工体制確保の確実性

⑷　受注者の責めにより、提出された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

４　入札手続等

⑴　担当部署　〒107―0061 東京都港区北青山二丁目８番35号　独立行政法人日本スポーツ振興センター財務部調達管財課　電話番号03―5410―9140

受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法　本公告の日から平成30年３月１日12時00分まで。４⑴に同じ。入札説明書の交付に当たっては無料とする。図面の交付に当たっては、平成29、30年度の文部科学省における建設工事に係る一般競争参加者の資格を有する者のみに配付する。入手希望者は、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し等を提示すること。

⑶　申請書、資料及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）の提出期限、場所及び方法　平成30年３月１日12時00分まで。電子入札システムにより提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限までに必着。）で提出すること。提出場所は４⑴に同じ。

⑷　共同企業体の競争参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法　上記４⑶に同じ。

⑸　入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、場所及び方法　平成30年４月６日から平成30年４月10日12時00分まで。４⑴に同じ。紙により持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）で提出すること。

⑹　入札書及び工事費内訳書の受領期限　平成30年４月６日から平成30年４月10日12時00分まで。電子入札システムにより提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）で提出すること。提出場所は４⑴に同じ。

⑺　開札の日時及び場所　平成30年４月11日10時00分　独立行政法人日本スポーツ振興センター　本部事務所入札室（電子入札システム）
〒107―0061 東京都港区北青山二丁目８番35号

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、落札者が契約を結ばない場合は発注者に帰属する。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

⑶　契約保証金　納付。契約金額の100分の30以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、保険会社との間に独立行政法人日本スポーツ振興センター契約担当役を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の30以上）を締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と工事履行保証契約（契約金額の100分の30以上）を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　技術提案書の提出　ＶＥ提案により施工しようとする競争加入者については、４⑶によりその内容を示した技術提案書を提出すること。ただし、ＶＥ提案の採択されなかった項目については、標準案により入札に参加できるので、標準案による入札参加を希望するかどうか技術提案書に明示すること。

また、技術提案によることなく標準案に基づき施工しようとする競争加入者については、標準案によって入札に参加する旨を技術提案書に記載して提出すること。なお、その場合であっても３⑶③工事全般の施工計画については作成し提出すること。